

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金

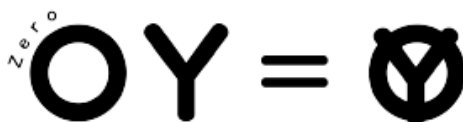
(事業者用)

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（重点対策加速化事業）

申請の手引き

令和6年度

八尾市



Zero Carbon City YAO

円となってみんなで取り組み、0カーボンシティをめざします。

1. 補助対象設備の要件

各補助対象設備において、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付要綱、よくある質問と回答に掲げる要件をすべて満たすこと

2. 交付申請

申請方法

「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付申請書（様式第1号）」と下記書類を添えてご提出ください。提出先は、4. 提出方法をご確認ください。

申請用紙については、八尾市のホームページからダウンロードいただけるほか、八尾商工会議所にて配付しています。また、電子申請も行っています。

※先着順で受け付け、予算額に達した場合は予告なく募集を終了します。

申請期間

令和6年5月27日から令和7年1月15日まで

交付申請書に添付する書類

【共通】

- ① 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（自己負担額、補助金額の内訳及び、本体価格、工事費の内訳の記載があるもの）
- ② 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図（位置図）
- ③ 補助対象設備を設置する予定の場所（入れ替えの場合、既存の設備）の写真
- ④ 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
- ⑤ 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の本市内に事業所を有することが確認できるもの
- ⑥ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の申請に係る確認表（様式第1号の2）
- ⑦ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）承諾書（様式第2号）
（補助対象設備を設置する事業所が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。）
- ⑧ 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言の写し又は申請書の写し
- ⑨ ゼロカーボンシティやお推進協議会 活動趣旨賛同書及び入会申込書（すでに入会

している事業者についてはこの限りではない。)

- ⑩ 設備ごとに定める資料
- ⑪ 上記のほか、市長が必要と定めるもの

【太陽光発電設備】

- ① 自家消費率 50%以上がわかるもの（太陽光発電設備自家消費率計算シート（交付申請））

太陽光発電設備自家消費率計算シートについては、以下の URL に掲載しております。

URL <https://www.city.yao.osaka.jp/0000074025.html>

- ② 蓄電池と併せて申請する場合、見積書は太陽光発電設備と蓄電池それぞれの金額が確認できるもの
- ③ 発電量を計測する機器が備わっていることを確認できるもの
- ④ 太陽光発電設備から事業所内への電気配線図

【蓄電池】

- ① 見積書は、太陽光発電設備と蓄電池それぞれの金額が確認できるもの
- ② 太陽光発電設備と連系していることがわかるもの（図面など）
- ③ 4,800Ah・セル以上であることを確認できるもの
(4,800Ah・セル未満の場合は、「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金（家庭用）申請の手引き」に準じること。)

【車載型蓄電池】

- ① 見積書は、太陽光発電設備と車載型蓄電池それぞれの金額が確認できるもの
- ② 太陽光発電設備と連系していることがわかるもの（図面など）
- ③ 蓄電容量※¹が確認できるもの

※1 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いること。また、「初期実効容量」ではありません。

【高効率照明機器導入費】

- ① 工事予定の電気配線図
- ② 自動調光機能※¹の詳細がわかるもの

※1 (1) スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、
(2) 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、(3) 在不在調光制御（人感センサ又は微動検知

人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）
のいずれかの機能を有する LED であること。

【高効率空調機器導入費】

- ① 従来の空調機に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られることが確認できるもの（地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック※¹等に基づき設備導入による二酸化炭素の削減効果を算定してください。CO₂排出係数は、最新の値を用いて算定してください。）

※ 1 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞（令和 6 年 4 月改訂）URLhttps://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

3. 実績報告

報告方法

補助対象設備の設置が完了したときは、完了日から 20 日以内又は交付の申請を行った年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金実績報告書（様式第 6 号）と下記の書類をご提出ください。

実績報告書に添付する書類

- ① 補助対象設備の設置に係る契約書、請書または発注書等の写し
- ② 補助対象経費及びその内訳が記載された領収書または請求書等の写し
- ③ 補助対象設備の設置状況を示す写真
- ④ 補助対象設備の保証書の写し
- ⑤ 太陽光発電設備を設置する場合、自家消費率 50%以上がわかる資料（太陽光発電設備自家消費率計算シート（実績報告））
太陽光発電設備自家消費率計算シートについては、以下の URL に掲載しております。
URL<https://www.city.yao.osaka.jp/0000074025.html>
- ⑥ 蓄電池、車載型蓄電池及び充放電設備を設置する場合、太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類
- ⑤ 上記のほか、市長が必要と認める書類

実績報告から交付額確定・補助金の振り込みの期間については、手続きの状況にもよりますが、実績報告書受付後から交付額確定までは 1 ヶ月程度、補助金の交付までは 2 カ月程度となります。

4. 提出方法

令和6年5月27日（月）から受付を開始します。

書類の提出は郵送または電子申請により行ってください。

補助制度について詳しくは下記までお問い合わせください。

●書類提出先・問い合わせ先●

（ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金交付支援業務受託者）

〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場 3-2-4 南船場ユーズビル 6 階

株式会社かんでん C S フォーラム 宛

電話番号：06-4980-2698